## 主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張ならびに証拠の関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、当審において、

(一) 民法が時効中断事由としている「裁判上の請求」は、権利が訴訟においてなんらかの形で主張された場合をいうのか、あるいは更にそれが訴訟物になつたことを必要とするのかであるが、元来裁判上の請求によつて時効中断の効力が生ずるのは、訴訟物が確定判決によって公権的に判断され、消滅時効の基礎が破壊されることによるものと解すべきであり、それは民法一四九条が、裁判上の請求は訴の却下または取下により訴訟物についての公権的判断に達しない場合には時効中断の効力を生じないとしていること、および民法一五七条二項の規定等からも容易に知りうるところである。そして、訴訟進行の遅速により判決確定による時効中断の充め必要な裁判上の請求が効力を生ずるのは、訴提起のときまたは民事訴訟法二三元条により請求を拡張したときと一律に規定したのである(兼子「体系」一七八頁参照)。

しかも、裁判上の請求により時効中断の効力が生ずるのは訴訟物についてだけであるとする判例の立場(例えば、最高裁昭和三四年二月二〇日第二小法廷判決・民集一三巻二号二〇九頁)によれば、債権の一部請求の場合においては、当該訴訟中において請求を拡張しない限り中断の効力を生じないのである(その旨を判示する裁判例は枚挙にいとまがない。)。のみならず、本件のような明示的一部請求については、そもそも「裁判上の催告」なる中断事由を認める余地が全くない。

すなわち、控訴人が引用する「裁判上の催告」を認めた最高裁判所昭和三八年一〇月三〇日大法廷判決(民集一七巻九号一二五二頁)は、前訴において訴訟上留置権を行使した場合の事案に関するものであるが、留置権は、法定担保物権であるのであるが、留置権の存在を当然の前提とし、被担保債権と表裏一体の関係にあるのであるから、留置権の行使は被担保債権の存在を当然に明示しているということができる。そして、被担保債権の存否そのものは、当該訴訟における訴訟物ではないによ、訴訟の結果を左右する事項であるから、裁判上留置権を行使して相手方の請求を争つている以上、右留置権の被担保債権について、催告が継続的に行われていると解することができ、そこに「裁判上の催告」の効力を認めることができるのである。

もし一部請求に「裁判上の催告」としての効力を認めるときは、前記最高裁判所昭和三四年判決によると「訴の提起による消滅時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ、その後時効完成残部につき請求を拡張すれば、残部についての時効は拡張の書面を裁判所に提出したとき中断すると解すべきである」というのであるから、一部請求の訴訟を提起し当該訴訟の係属中残部の請求をしないうちに一〇年の消滅時効期間が経過すれば、当該残部について消滅時効が完成することになるのに対し、原判決の如く「裁判上の催告」なる効力を認めうるとするならば、請

求の拡張をしないで一〇年以上経過しても訴訟が終結してから六ケ月以内に残部につき訴を提起しさえすれば時効消滅しないことになる。この結論は右最高裁判決と明らかに矛盾し時効制度の根幹を破壊するものである。すなわち、右最高裁判決は、そもそも明示的一部請求訴訟には「裁判上の請求」としての効力はもとより、「裁判上の催告」としての効力も認めていないのであつて、一部請求に「裁判上の催告」としての効力を認めえないことは疑いの余地がない。

それゆえ、原判決はこの点につき法令解釈の誤りを犯し、かつ判例違反のそしり を免れないものである。

- (二) 原判決は、一部請求は債権総額についての権利主張が当然なされているものであると判示するが、そもそも退職手当支給に関する法規の解釈につきき司法判断がなされれば、それに基いて被控訴人の退職手当総額が計算上当然算出されるとを前提とすれば、いつでも請求を増額拡張して全額の権利主張が可能であるにもかかわらず、被控訴人はあえてそれをしなかつたもので、この被控訴人の前訴における訴訟態度は、およそ一部請求訴訟という訴訟形態を是認する限り、実体法上も手続法上もそれなりの評価を受けざるをえないものである。かように一部請求訴訟を認める限り、本件前訴のような明示的一部請求では決してありえないものである一部の請求でしかなく、債権総額についての請求では決してありえないものであること、前記(一)で詳述したとおりである。この点において原判決には事実誤認、理由不備の違法がある。
- (三) 原判決は、本件においては残額消滅の挙証困難の事態が想定されないことを理由としているが、そもそも時効中断事由の存否の判断と挙証困難性とは次元を異にする問題であり、両者を比較衡量として時効の完成を認めたり、時効の中断を肯認したりすべきではないのであり、これまでの確定した判例による法的安定性を害する常識論ははなはだ危険と評するほかない。
- (四) 原判決は試験訴訟の弊害除去の手段を種々提案しているが、訴権濫用による訴却下、不当抗争による損害賠償義務、前訴における争点効というような複雑な法律上あるいは事実上の新紛争を構成する規制策や訴訟費用の負担義務のごときは、およそ規制策として無刀に近いものというべく、実体法に根拠づけられた消滅時効制度の活用こそが本筋の規制策なのである。すなわち、債権総額を熟知しながら、その選択によりあえてその一部のみを試験的に請求して訴訟を提起し、しかも訴訟中何時でも請求の拡張が可能であるのに、これすら漫然と怠り判決を迎えた者は、そのことによる不利益を負担することとなつても、むしろ常識に合致し、法的安定を保つゆえんなのであつて、本件の場合にも時効の完成が認められるのは至極当然といわねばならない(なお、この際民事訴訟法二三七条二項の法意も想起されるべきであろう。)

## と述べ

被控訴人は、

## と述べた。

理 住

- 一 被控訴人が控訴人に対し退職手当残額金三二九万二、一二〇円の請求権を有するものと判断すべきことは、原判決理由一の判示のとおりであるから、これを引用する。
  - 二 控訴人は、右請求権につき消滅時効を主張するところ、被控訴人はその起算

日を争うが、国家公務員であつた被控訴人の本件退職手当請求権は、会計法第三〇条により五年間の消滅時効に服するものと解されるところ、右請求権は被控訴人の退職の日である昭和三七年三月三一日において直ちに行使しうる請求権として発生し、同日から右時効は進行するものと解すべきであるから、この点に関する被控訴人の主張は採用できない。

三 被控訴人の時効中断の主張について判断する。

争いのない乙一号証の一ならびに弁論の全趣旨によつて認められる。 しかして、右訴が前記消滅時効期間満了前の昭和三七年九月三〇日に提起された こと、同訴訟においては、第一審東京地方裁判所が昭和四〇年六月三〇日被控訴人 勝訴の判決を言渡したが、控訴人の控訴申立があり、第二審東京高等裁判所が昭和 四三年四月二六日原判決取消、被控訴人の請求棄却の判決を言渡したこと、 被控訴人が上告したところ、最高裁判所は昭和四七年七月二〇日原判決破棄、 棄却の判決を言渡したので、前記第一審判決どおり被控訴人の勝訴が確定したこと 集却の判決を言渡したので、前記第一審判決といる。 は、当事者間に争いがなく、本件訴訟が右の残部請求訴訟として、右前訴の裁判 定の後六ケ月以内に提起されたことは、本件記録上明らかである。 (二) ところで、右前訴の第一審判決は、被控訴人の主張を容れ、第一次退職

手当は支給準則の適用上支給されるべきではなく、その支給は違法のものであつた から第二次退職手当支給につき退職手当法附則一〇項は適用されないと判断したこ 第二審判決が第一審判決を取消すべきものとした理由の要旨は、中途退職手当 の支給が違法無効である場合には退職手当法附則一〇項の適用はないものといわな ければならないが、現行の退職手当法の下で欠格事由のないかぎり退職者が法律上 当然に所定額の退職手当請求権を取得するのとは異なり、支給準則に基づく退職手当支給の場合にあつては、手当額について法定限度内における支給庁の裁量の余地が認められており、支給準則に基づく退職手当の支給は職員の退職に伴い職員と国 との間に成立した退職手当支給の債権債務関係を決済する行為としての性質をもつ ものではなく、むしろ行政庁の一方的意思に基づいて職員に対し設権的に退職手当 を与える一の行政処分にほかならないと解されるところ、第一次退職手当の支給は 法規上賦与すべからざるものを賦与した違法があり、かつ右は重大な瑕疵といえるが、いまだ客観的に明白な瑕疵があるというに足りないとするものであること、す なわち、一般に行政処分の瑕疵が客観的に明白であるというのは、処分要件の存在 を肯定する行政庁の認定判断の誤りであることが権限ある国家機関の判定をまつま でもなく、なんびとの判断によつてもほぼ同一の結論に到達しうる程度に明らかで あることを指すものと解すべきであるが、被控訴人の第一次退職に際し退職手当を 支給すべきかどうかは、右退職について支給準則一条一項または同条二項本文のい ずれの適用があるかという支給準則の解釈如何にかかわることであり、右解釈問題 がしかく簡単でないことに鑑みれば、支給準則一条一項により第一次退職手当を支

給すべきものとした会計検査院の判断の誤りが前記程度に明らかであるとはいえないから、右手当支給の処分は無効といえないというにあること、これに対し最高裁判所の前示判決が被控訴人の上告を容れて、中途退職者に対し法令上支給すべきではいにもかかわらず誤つて退職手当が支給されたときは、行政処分としての支給決定があるかどうかにかかわりなく、退職手当法附則一〇項の適用はないものと解すべきであり、被控訴人の第二次退職にあたり支給されるべき退職手当額は退職手当法附則四項、国会職員法八条、官吏としての在職年を国会職員としての在職年とあるとに関する規程三条、退職手当法五、六、七条によつて算定されるべきであるとして、被控訴人の請求を認容すべきものとしたことは、当裁判所に顕著なことである。

〈要旨第一〉(三) 前示の事実からすれば、被控訴人の控訴人に対する前記前訴は請求権の一部につき給付判決を求める旨〈/要旨第一〉を明示して提起されたものといわなければならないが、右訴訟において被控訴人が現に請求する一〇万円を除いた残額につきその権利の存在を主張しないとする意思を表わしていたものと認めるべき証拠はなく、また、同訴訟においては前示のとおり退職手当支給に関する法規の解釈適用について争いがあり、司法的判断が確定するまでにも第一審から第三審にわたり前示のような変遷が見られた経緯に鑑みれば、被控訴人が右訴訟過程において請求の拡張等の手続をとらなかつたことをもつて、残額の請求権につき権利の上に眠つていたというべきではなく、また、右一部請求訴訟について、いわゆる試験訴訟の弊を招くおそれを考える必要のない事実関係にあつたということができる。

四 よつて、右退職手当残額金の支払いを求める被控訴人の本件請求は認容すべきである。

〈要旨第二〉次いで、遅延損害金の請求について判断するが、国家公務員に対する退職手当支給の義務は、履行につき〈/要旨第二〉期限の定めがなく、かつ、支給のために必要相当とする事由の存する期間内は履行の請求があつてもなお遅滞の責を免れうるものと解するのを相当とするところ、被控訴人が第二次退職時において本件退職手当残額請求権につき履行の請求をしたことは、原審における被控訴人本人の供述および弁論の全趣旨に照らして認められるところであり、前示退職手当法規に関する疑義による支給遅延は必要相当なものとはいえず、他に支給の遅延を必要相当とする事由の主張立証がない本件としては、第二次退職の日の翌日から完済まで民法所定年五分の割合によつて遅延損害金の支払いを求める被控訴人の付帯請求もすべて正当として認容すべきである。

よつて、右と結論を同じくする原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきものとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 安倍正三 裁判官 中島一郎 裁判官 桜井敏雄)